

栄町PTA慶弔規程

PTA慶弔規程

第1条 栄中学校PTA会員及び栄町立栄中学校の生徒に慶弔のことがあるときは、次の定めるところにより、弔慰金、見舞金又はせん別金（以下「慶弔金等」という。）を贈るものとする。

名 称	事 由	金品等の種類
弔慰金	会員又は生徒が死亡したとき	香典 供物等 20,000 円
見舞金	会員又は生徒が 1 月以上入院しているとき	3,000 円
せん別品	教職員が転任又は退職するとき	2,000 円相当

第2条 前条に定めるもののほか、災害その他予見できない事由によるもので特に必要があると認めるときは、運営委員会の協議により慶弔金等を贈ることができる。ただし、時間的余裕がないときは、会長の判断により執行できるものとし、運営委員会への報告をもって協議決定されたものとみなす。

第3条 生徒が、大規模大会（全国大会、関東大会）に出場した際は、激励費を贈るものとする。

関東大会（生徒一人について 3,000 円）

全国大会（生徒一人について 5,000 円）

ただし、千葉県中学校総合体育大会および千葉県中学校新人体育大会を予選会および選考大会とした大会に限る。

激励金の支出については、予備費から支出するものとする。

附則

1 令和5年4月21日、一部改正